地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （能登復興事務所に係る特例） **第二十六条**　北陸地方整備局能登復興事務所は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　所長、総務課長及び工務課長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。	**附　則** （新設）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
北陸地方整備局	（略）			
	金沢河川国道事務所	金沢市	手取川及び梯川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			手取川流域	砂防工事及び地すべり防止工事
			白山（手取川流域を除く。）	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）
			石川県加越沿岸	海岸保全施設に関する工事及び水防警報
			石川県能登半島沿岸	海岸の保全に関する調査
			一般国道八号、百五十七号、百五十九号及び百六十号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			一般国道二百四十九号	災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）
			一般国道四百七十号	新設及び修繕工事、維持その他の管理、災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
北陸地方整備局	（略）			
	金沢河川国道事務所	金沢市	手取川及び梯川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			手取川流域	砂防工事及び地すべり防止工事
			白山（手取川流域を除く。）	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）
			石川県加越沿岸	海岸保全施設に関する工事及び水防警報
			石川県能登半島沿岸	海岸の保全に関する調査
			一般国道八号、百五十七号、百五十九号及び百六十号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			一般国道四百七十号	新設及び修繕工事、維持その他の管理